

2009年2月19日

日本銀行金融市場局

## 社債買入オペの対象先公募について

### 1. はじめに

日本銀行では、次のスケジュールで、社債買入オペの対象先を公募することとしました。

社債買入オペについては、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)上の「『社債買入基本要領』の制定等について」をご覧ください。

初回の社債買入オペに間に合うように、次のスケジュールで応募を受付けます。

2009年2月25日午後5時から日本銀行本店において開催する事務説明会への参加が必須となりますのでご留意下さい。

#### スケジュール（2009年2月19日開始分）

公募開始日	2009年2月19日
事務説明会（参加必須）	2009年2月25日午後5時
公募締切日	2009年2月26日正午
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後（原則として2009年2月27日の予定）
選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

また、上記のスケジュール以降も、随時応募を受付けます。手順は以下のとおりです。

#### スケジュール（2009年2月27日以降分）

応募希望先から日本銀行金融市場局へのご連絡	随時（営業日の午前9時～午後5時）
オペ実務の事務説明会	日本銀行金融市場局において実施（日時は日本銀行金融市場局よりご連絡します）
応募	の実施以後、随時（営業日の午前9時～午後5時）
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後
選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

## 2. その他

対象先は、「社債買入オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

< 照会先 >

日本銀行金融市場局金融市場企画担当

千田（03-3277-1244）

福田（03-3277-1272）

## 社債買入オペの対象先選定基準・手続

### 1. 対象先としての役割

社債買入オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。

- (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
- (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

### 2. 対象先としての必須基準

対象先は、共通担保オペ（本店貸付）の対象先または共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち日本銀行本店を貸付店としている先である必要があります。

### 3. 事務説明会

対象先となることを希望することを検討している先を対象に2009年2月25日午後5時から日本銀行本店新館9Fにおいて事務説明会を開催します。対象先となることを希望する先は必ずご出席下さい（必須）。

事務説明会への出席を希望する先は、2009年2月23日までに、事務説明会に出席される方（最大2名）の氏名、所属部署、連絡先電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレスを次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

（電子メール連絡先） 日本銀行金融市場局 中村  
E-mail : saori.nakamura@boj.or.jp

### 4. 応募方法

#### (1) 2009年2月19日開始分

対象先となることを希望する先は、「社債買入オペの対象先選定に係る申請書」（別添）を2009年2月26日正午までに、日本銀行金融市場局金融市場企画担当（新館4F）まで提出して下さい（以下、申請書を提出した先を「応募先」といいます）。

申請書の受付時には、日本銀行金融市場局の受付印を押した申請書のコピーをお渡しします。

2009年2月25日の事務説明会の場でご提出頂いても結構です。

日本銀行金融市場局金融市場企画担当に直接お越し頂くことが難しい場合や締切日までに申請書本書の提出準備が難しい場合については、予めご連絡頂いたうえで、仮の申請書をファクシミリ送信して頂くこと等により、応募を受付ける対応をします。こうした扱いを希望する先は、予め中村（03-3277-1361）までご連絡下さい。

## **(2) 2009年2月27日以降分**

2009年2月27日以降に応募される場合には、2009年2月27日以降の営業日の午前9時から午後5時までの間に上記の連絡先に電話にてご連絡下さい。オペ実務の事務説明会の日時については、日本銀行金融市場局よりご連絡します。申請書の提出手順については、(1)と同じ扱いとします。

## **5. 選定方法**

共通担保オペ（本店貸付）の対象先または共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち日本銀行本店を貸付店としている先であり、事務説明会に出席し、かつ、1.の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

## **6. 対象先の選定結果の通知および公表**

対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

## **7. その他留意事項**

対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、2008年7月8日公表の「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続」（「共通担保オペ（本店貸付）の平成20年度対象先公募について」別紙）3.に掲げる基準、2008年7月8日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」（「共通担保オペ（全店貸付）の平成20年度対象先公募（定例選定）について」別紙）3.に掲げる基準または2007年9月28日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随

時選定基準・手続」(「共通担保オペ(全店貸付)の随時選定について」別紙)3.に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先(以下「新会社」といいます)に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ(本店貸付)の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ(全店貸付)の対象先であること、または共通担保オペ(本店貸付)の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ(全店貸付)の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

対象先が、合併、事業(対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです)の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、社債買入オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との社債買入オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局金融市場企画担当に前広にご連絡下さい。

以 上

## 社債買入オペの対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う社債買入オペの対象先となることを希望します。

1. 当方は、社債買入オペの対象先となった場合には、「社債買入オペの対象先選定基準・手続」の1.に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日<sup>(注1)</sup>

(金融機関等コード)  
(金融機関等名)<sup>(注2)</sup>  
(役職名・代表者)

\_\_\_\_\_  
(注3)印<sup>(注4)</sup>

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署名)を使用して下さい。

連絡先(優先順位を付け2名まで記入して下さい)				
部署・役職	氏名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mailアドレス
1.				
2.				

<社債の振替を行うための口座の開設状況>

該当する区分に をつけて下さい。

1. 株式会社証券保管振替機構に社債の振替を行うための口座を開設している一般債振替制度における「機構加入者」です。
2. 1.には該当しませんが、口座管理機関に社債の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、\_\_\_\_\_です。
3. 1.および2.のいずれにも該当しません。